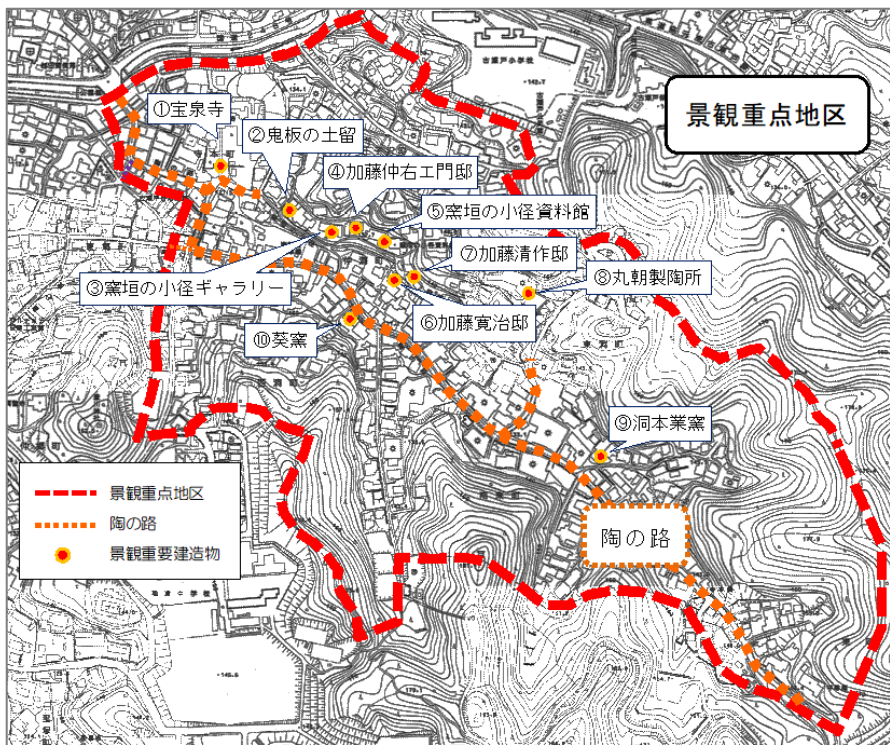


景観重点地区「洞地区」の景観づくりについて

洞地区は、「やきものづくりの伝統と文化が薫る美しく誇り高き洞地区」を目指して、瀬戸市で唯一の「**景観重点地区**」に指定されています。また、同地区内では地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な建造物として、10件が「**景観重要建造物**」として指定されています。



◆このようにときに届出が必要です

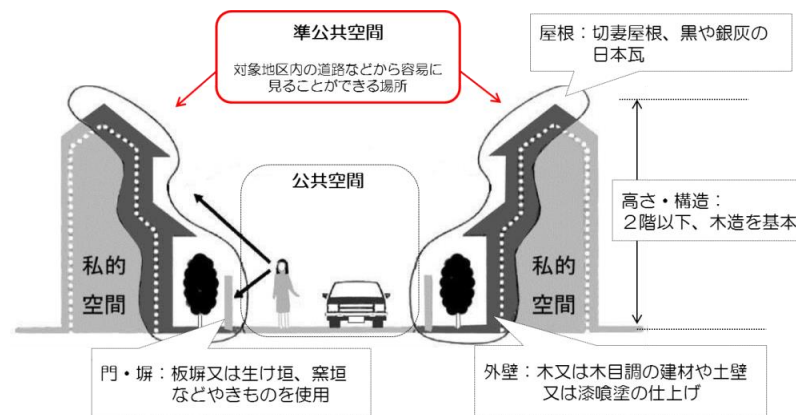
周囲の景観に影響があることを行うときには、事前に届出が必要です。

- ・家を建てる時、建て替える時
- ・瓦を葺き替える時、壁を塗り替える時
- ・門・塀を立てるとき、立て替える時
- ・駐車場の整備をする時
- ・お店・陶房などの案内看板を表示するとき など

※上記のうち基準を満たすものや、景観重要建造物の保存に係るものには、市が費用の一部を助成する制度があります。 → 右記をご覧ください。

◆助成対象となる主な内容

	行為の内容	基準	助成率 助成限度額
①	準公共空間で行う建築物や工作物の新築・増改築、広告物設置・変更等の外観変更を伴う行為	瀬戸市景観計画の推奨基準に適合	2/3 以内 100万円
②		助成要綱の準推奨基準に適合	1/3 以内 50万円
③	景観重要建造物及び景観重要樹木の保存に係るもの		1/3 以内 20万円
④	その他の良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるもの		



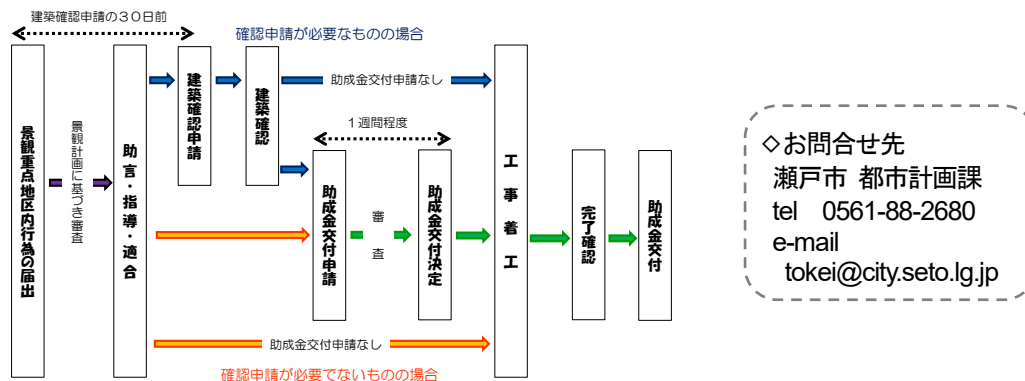
◆助成金の申請期間と手続きの流れ

申請期間：4月1日から5月中旬（HPなどでご確認ください）

※申請者が複数いる場合は抽選で対象者を決定します

交付決定：5月末頃（予定） ※上記期間に申請がない場合は、その後先着となります

完了期限：当該年度の3月31日 ※期間・期限の末日が土休日の場合は直前の平日まで



◇お問合せ先
瀬戸市 都市計画課
tel 0561-88-2680
e-mail
tokei@city.seto.lg.jp